

八代市キャッチコピー及びロゴマーク使用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、八代市のイメージの向上及び地域ブランドの浸透のための取組を象徴するものとして作成したキャッチコピー及びロゴマーク(以下「キャッチコピー等」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(字句及び図柄)

第 2 条 キャッチコピー等の字句及び図柄は、別記のとおりとする。

(使用料)

第 3 条 キャッチコピー等の使用料は、無料とする。

(使用の承認)

第 4 条 キャッチコピー等を使用しようとする者は、市長から承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の承認を受けずにキャッチコピー等を使用することができる。

(1) 報道関係者であって、報道目的に限ってキャッチコピー等を使用するもの

(2) その他市長が承認を必要としない者と認める者

(承認の申請等)

第 5 条 前条第 1 項の承認を受けようとする者は、八代市キャッチコピー及びロゴマーク使用承認申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) キャッチコピー等を使用しようとする者の事業内容に関する書類

(2) キャッチコピー等の使用計画を示す書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、八代市キャッチコピー及びロゴマーク使用承認(不承認)通知書(様式第 2 号)により当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、キャッチコピー等の使用を承認したときは、使用を承認した者(以下「承認使用者」という。)に対し、使用に際して必要な条件を付することができる。

4 承認使用者は、キャッチコピー等の使用を開始した後速やかに市長に使用の状況を示す写真、書類等を提出しなければならない。

(変更の申請等)

第 6 条 承認使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、八

八代市キャッチコピー及びロゴマーク使用承認変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、承認の変更の可否を決定し、八代市キャッチコピー及びロゴマーク使用承認変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により承認使用者に通知するものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、承認の変更をした場合に準用する。
（承認の取消し等）

第7条 市長は、承認使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消し、使用を中止させ、又は使用物件の回収その他の必要な措置を求めることができる。

（1）偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

（2）承認した内容に違反したとき。

（3）使用に際して付した条件に違反したとき。

（4）次条の規定に違反したとき。

（5）その他市長がキャッチコピー等を使用させることが適当でないと認めるとき。

（改変等の禁止）

第8条 キャッチコピー等を使用する者（以下「使用者」という。）は、キャッチコピー等を改変し、一部に限って使用し、又は他の文字若しくは図形と重ねて使用してはならない。

（使用の制限）

第9条 使用者は、キャッチコピー等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、キャッチコピー等を使用することができない。

（1）八代市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

（2）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

（3）消費者の利益を損ない、又は損なうおそれがあるとき。

（4）特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

（5）その他市長が適当でないと認めるとき。

（経費等の負担）

第10条 八代市は、使用者（八代市を除く。次条後段において同じ。）によるキャッチコピー等の使用に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第11条 八代市は、使用者がキャッチコピー等を使用したことにより被った損失を補償する責任を負わない。使用者がキャッチコピー等を使用したことにより第三者に及ぼした損害を賠償する責任についても、同様とする。

（情報の公表）

第 1 2 条 市長は、キャッチコピー等の普及を進めるため、この告示の規定により処理をした事務に関する情報のうち、必要と認めるものを公表するものとする。

(審査会)

第 1 3 条 市長は、必要に応じ、キャッチコピー等の使用の承認等に係る審査会を庁内に設置することができる。

2 前項の審査会の庶務は、企画振興部地域振興課で処理する。

(その他)

第 1 4 条 この告示に定めるもののほか、キャッチコピー等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記 (別紙)

様式 (別紙)